

DB(確定給付企業年金)の特例措置

- ・2009年3月31日までは「給与比例制」に加入していましたが、格差を是正するため、2009年4月1日に、給与比例制からポイント制に制度を改正しました。

給与比例制のしくみ

給与比例制は、加入者期間と脱退時の基本給に応じて、受け取れる給付(年金・一時金)の金額が決定するしくみのため、加入者期間が同じでも、脱退時の基本給に格差が生じていると、受け取れる給付にも格差が生じるしくみでした。

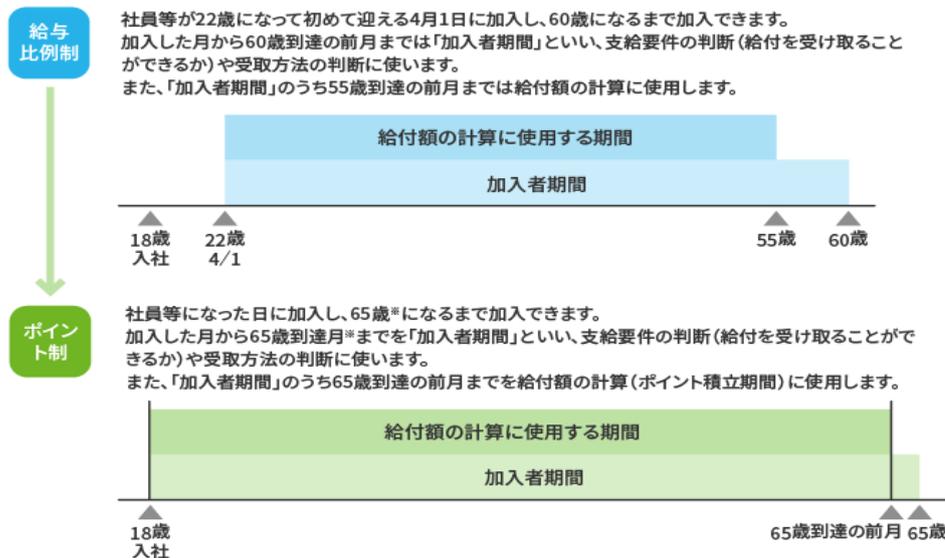
ポイント制のしくみ

加入期間中に付与されるポイント(加入者期間に応じた「定額ポイント」と、会社の人事制度の実力等級に応じた「役割ポイント」)を累積することにより、受け取れる給付(年金や一時金)の金額が決まるしくみで、加入者期間に応じた「定額ポイント」が基本となっていることにより、受け取れる給付の格差も給与比例制より小さくなりました。

- ・給与比例制とポイント制では、給付のしくみ・加入時期が異なるため、制度移行時の特例措置として制度改正前の加入者期間や、ポイントを以下のとおり取扱っています。

加入者期間の特例措置

- ・給与比例制は、基金に加入できる時期が22歳到達後の4月1日と年齢に制約があったため、社員等(準社員・社員)であってもすぐに加入できない場合があります。
- ・ポイント制は、社員等になった月に加入できるように変更したため、加入者期間や、給付額の計算に使用する期間が長くなりました。加入できる時期や年齢の制約廃止、雇用流動化(中途採用等)への対応により、長期勤続者の不公平が是正されます。



次に・該当する人は加入者期間について特例措置があります

①2009年3月31日時点 加入者で1957年4月2日以後生まれの人

支給要件の判断(給付を受け取ることができるか)や受取方法の判断に使う加入者期間は、社員等になった月から変更になりますが、給付額の計算(ポイントの積立期間)に使用する期間は、22歳になって初めて迎える4月から65歳到達の前月※までです。



②2009年3月31日時点 社員等で基金に加入していない1957年4月2日以後生まれの人

支給要件の判断(給付を受け取ることができるか)や受取方法の判断に使う加入者期間は、社員等になった月から変更になりますが、給付額の計算(ポイントの積立期間)に使用する期間は、2009年4月から65歳到達の前月※までです。

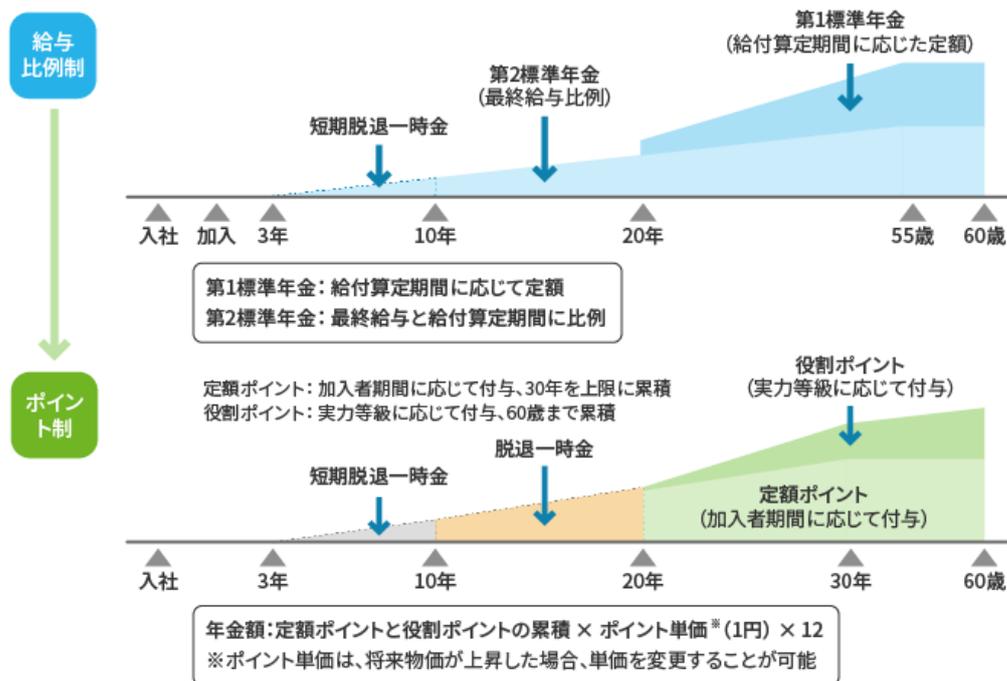


※2009年4月のポイント制への制度改正で、加入は「60歳になるまで」、加入者期間と給付額の計算に使用する期間は「60歳の到達の前月まで」に変更しました。

しかし、YKKグループの定年延長に伴い、2013年4月1日に制度改正を行ったため、加入は「65歳になるまで」、加入者期間と給付額の計算に使用する期間は「65歳到達の前月まで」に延長になりました。2016年4月1日より、退職金の積立管理と支払いを基金が行うことになり、再度、加入者期間を延長し、「65歳到達まで」に変更しました。このため、上記は、最新の取扱いでの説明になっています。

ポイントの特例措置

- ・給与比例制はポイント制としくみが異なるため、給付額の計算に使用する期間のうち2009年3月までの期間は、特別な計算方法で「移行時持分ポイント」として計算します。
- ・2009年4月以降は、給付額の計算に使用する期間に応じた「定額ポイント」と実力等級に応じた「役割ポイント」を「移行時持分ポイント」に積み上げていきます。

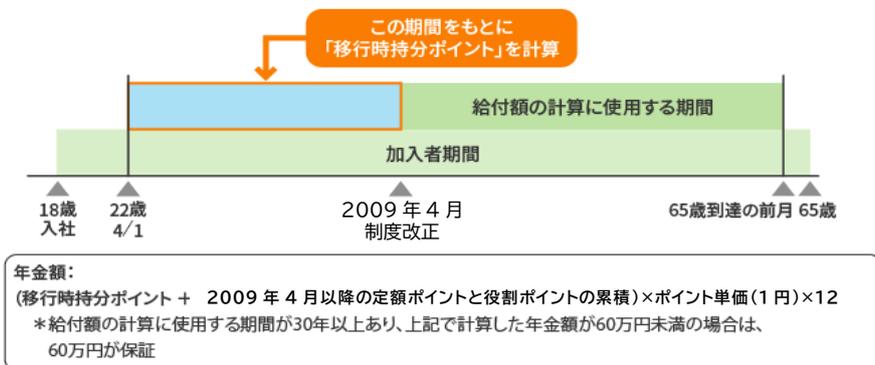


次に該当する人はポイントについて特例措置があります

①2009年3月31日時点 加入者で1957年4月2日以後生まれの人

「移行時持分ポイント」は $a+b+c$ で計算します。

- a : 2009年3月までの期間に応じた定額ポイント × 33/50
- b : 2009年4月1日時点の第2標準年金額相当額 ÷ 12
- c : 調整ポイント(制度改定によって給付現価が減額となってしまう場合のみ付与するポイント)



②2009年3月31日時点 社員等で基金に加入していない1957年4月2日以後生まれの人

給付額の計算に使用する期間のうち、2009年3月までの期間はないため、「移行時持分ポイント」は0(ゼロ)ポイントとなります。

